

非上場株（自社株）の評価方法

。 . 概要

会社経営者の相続対策といえ、すなわち事業継承対策となります。その事業継承対策の重要な要素として、株の評価がでてきます。いわゆる「自社株の評価」です。自社株のうち上場企業でないものは、非上場株式（取引相場のない株式）と呼ばれています。

非上場株式の評価は非常に複雑ですが、事業継承対策の重要な部分ですので、これからわかりやすく説明していきましょう。

「 . 評価方法

1 . 評価の区分

非上場株式の評価は、

! 類似業種比準価額

" 純資産価額

配当還元価額

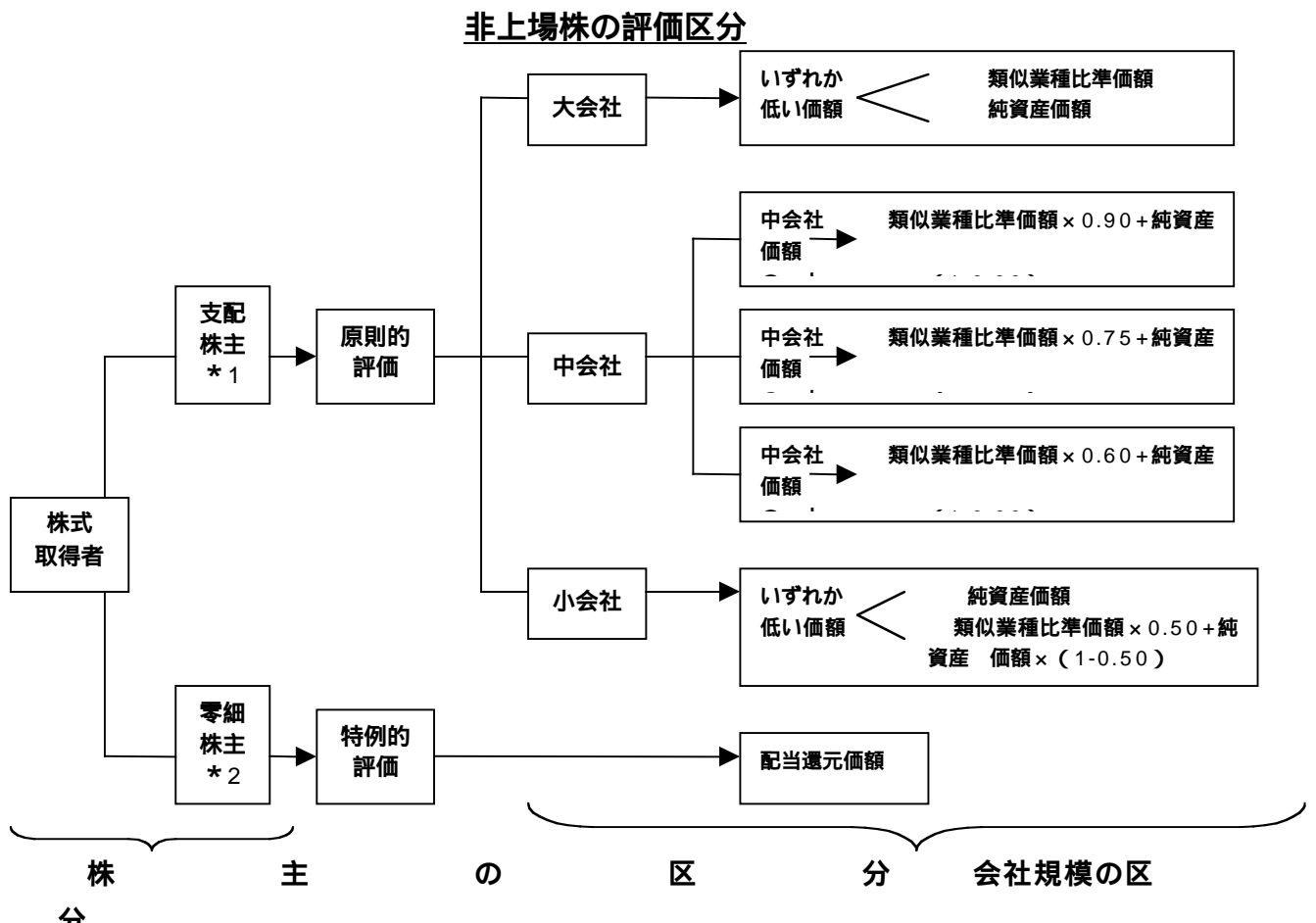
の3つのデータを使って行います。

具体的には、まず非上場会社の株式を相続や贈与によってもらった人が、その会社の同族株主（支配株主）になるか、少数株主（零細株主）になるかを判定します。

次に、同族株主の場合には、その会社を5種類の規模に分けます。これによって、どの評価方法をとるかが決まります。

株主を区分したうえに、さらに会社の規模も分けるとするのは、いかにもやっかいなことです。しかし、非上場株という“値”のないものに価額をつけるには、いろいろな要素や条件を加味しなければならないのです。

その区分を示したのが下図です。



* 1 「支配株主」とは、持株割合が 30%以上の株主グループ（1 グループだけで 50%以上所有している場合は、その 50%以上の株主グループ）をいい、オーナー一族はほとんどこれに該当する。

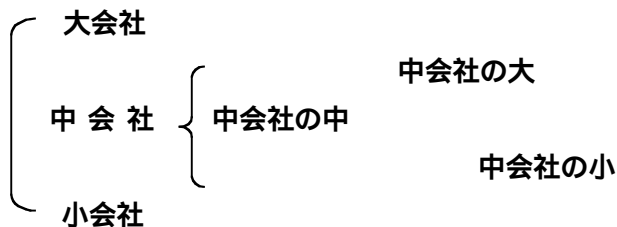
* 2 「零細株主」とは、支配株主以外の持株割合が少ない者（たとえば従業員株主）という。

株式の評価方式と株価の特徴

類似業種比準価額	同業種の上場会社の株価を基とし、1株当たりの配当、利益、純資産の三要素を評価会社（自社）のそれぞれの実績値と比準させて評価する方法。 ただし、この価額が「純資産価額」を上回る場合には、純資産価額が上限となる（つまり、会社規模が大きいほど有利になる）。
純資産価額	評価会社の資産を相続税評価基準によって評価替えをし、これから負債を差し引いた金額（純資産額）を基にして評価する方法。土地などの含み資産が多いほど株価が高くなる。
配当還元価額	評価会社の株式の額面金額に、過去 2 年間の平均配当率をかけ、10%で割った金額を評価額とする方法。 評価額は「支配株主」の場合より低くなる。

2. 会社規模の分け方

同族株主（支配株主）が、その株価を計算する場合、まずその会社を



と、5種類の規模に分けます。

会社の規模によって、それぞれ違った評価方法をとろうということです。

5種類の規模は、

! 従業員数

" 純資産価額（帳簿価額）

取引金額（売上高）

によって判定します。

会社規模の区分

評価会社	従業員数 100 人以上		大 会 社						
	卸 売 業	20 億円以上 (50 人以下を除く)	大会社						
		14 億円以上 20 億円未 満 (50 人以下を除く)	中会社の大						
		7 億円以上 14 億円未 満 (30 人以下を除く)	中会社の中						
		7000 万円以上 7 億円 未満 (5 人以下を除く)	中会社の小						
		7000 万円未満または 5 人以下	小会社						
	従業員数 100 人未満	小売・サービス業	総資産価格・ / 従業員数 / (50 人以下を除く)	2 億円 未満	2 億円 以上	25 億円 以上 大会社	50 億円 以上	80 億円 以上	
			7 億円以上 10 億円未 満 金額 / (50 人以下を除く)		25 億円 未満	50 億円 未満 中会社の大	80 億円 未満		
			4 億円以上 7 億円未 満 (30 人以下を除く)	中会社の中					
			4000 万円以上 4 億円 未満 (5 人以下を除く)	中会社の小					
			4000 万円未満または 5 人以下	小会社					
		卸売業、 小売・サービス業以外の業	小売・サービス業以外の業	総資産価格・ / 従業員数 / 10 億円以上 (50 人以下を除く)	6000 万円 未満	6000 万円以 上	6 億円 以上 12 億円 未満 大会社	12 億円 以上 20 億円 未満	20 億円 以上
				7 億円以上 10 億円未 満 金額 / (50 人以下を除く)		6 億円 未満	12 億円 未満 中会社の大		
				4 億円以上 7 億円未 満 (30 人以下を除く)	中会社の中				
				5000 万円以上 4 億円 未満 (5 人以下を除く)	中会社の小				
5000 万円未満または 5 人以下				小会社					
		総資産価格・ / 従業員数 / 額 / 取引金	8000 万円 未満	8000 万円以 上 7 億円 未満	7 億円 以上 14 億円 未満	14 億円 以上 20 億円 未満	20 億円 以上		

3. 評価方式

(1) 類似業種比準価額方式

この方式は、評価会社の業種に類似した上場会社の平均株価を基とし、これに株価の形成要素である「配当」「利益」「純資産価額」の3つの要素を加味した比準割合をかけて評価するものです。

算式を示しますと、下図のとおりです。

〔計算式〕	$\frac{b}{\frac{A \times B + C \times 3 + D}{d}} \times \text{斟酌率}$	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> b c </div>
d	1株当たりの類似業種比準価額 = A × B	D × 斟酌率

A：課税期間の属する月以前 3 ヶ月間の各月の類似業種の株価または前年の平均株価のうち、最も低いもの。

B：類似業種の1株当たりの配当金額

C：類似業種の1株当たりの年利益金額

D：類似業種の1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

b：評価会社の直前期末以前2年間の平均による1株当たりの配当金額

c：評価会社の直前期末以前1年間における1株当たりの利益金額

d：評価会社の直前期末における1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

(注)：1. 算式における「斟酌率」は、大会社が 0.7、中会社が 0.6、小会社が 0.5 です。

2. cの金額がゼロのときは、算式の分母の「5」を「3」とします。

(2) 純資産価額方式

この方式は、評価会社が課税期間に所有している資産を、相続の評価基準によって評価替えをし、その合計額から負債の合計額を差し引いた金額、つまり相続税評価ベースによる純資産を求め、これを株価算定の基礎にしようというものです。

したがって、会社が土地等でのいわゆる含み資産を所有していると、含み益が大きければ大きいほど株価も高くなるしくみです。

	資産の合計額(注1)	負債の	評価差益に
対する 1株当たりの 純資産価額	— (相続税評価額) —	- 合計額(注2) -	- 法人税等相当額(注3)
	=		

(注1) 前払費用や繰延資産など資産性のないものは除きます。

(注2) 会社の負債として計上されていないものでも、前期分の法人税や事業税などの税金や配当金、利益処分による役員賞与などは負債とされます。ただし、退職給与引当金を除く引当金は負債とはしません。

(注3) 評価差益に対する法人税等相当額は、次の算式で計算します。

(3) 配当還元価額方式(オーナー一族以外)

最後に少数株主(零細株主)に適用される、配当還元価額方式をみてみましょう。これが最も

簡単な方法です。

下の算式で株価を求めます。「年平均配当率」は前2年間の平均配当率です。

なお、配当率が5%未満であったり、無配のときは5%の配当があったものとして、計算する

ことになっています。

1株当たり	額面額 × 年平均配当
率	_____
_____ の _____	=